

公民館講座の中止のお知らせ

報道などで報じられていますように新型コロナウイルス感染症が、現在、国内において首都圏を中心に全国に急速な感染の拡大が進んでいます。このような状況を踏まえ、次の通り当面の間公民館講座を中止することとしましたので、ご理解とご協力をお願いします。

- 中止内容
▽4月号広報紙でお知らせしたウォーキング教室 4月23日
ガールズダンス教室 5月14日
登山教室 5月15日
▽6月末までの講座は全て中止します。
▽7月以降の講座は、状況に応じて判断します。
■問い合わせ先
町公民館 ☎46-2010

平泉文化遺産センターを臨時休館します

新型コロナウイルス感染症防止のため、次の通り平泉文化遺産センターを休館します。

- 臨時休館期間
令和2年4月14日(火)から
令和2年5月6日(水)まで
■休館対象
展示室、ふれあいホール、研修室
■問い合わせ先
平泉文化遺産センター
☎46-4012

町健康福祉交流館(悠久の湯平泉温泉)を臨時休館します

新型コロナウイルス感染症防止のため、次の通り平泉町健康福祉交流館(悠久の湯平泉温泉)を臨時休館します。

- 臨時休館期間
令和2年4月18日(土)から
令和2年5月10日(日)まで
■施設利用
休館期間は、食堂および研修室の利用の中止、テナントの販売営業を中止します。
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

工業統計調査を実施します

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

- 問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578

クマに注意してください

今年は積雪が少なく、春先に子連れのクマが多く出没し、人里周辺に頻繁に出没することが予想されますので、くれぐれも「注意願います」。

- ▽鈴や笛、ラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる。
▽グループでの行動を基本とし、クマの活動が活発になる明け方と夕暮れ時は周囲に気を付ける。
▽森林や林のそばの農地は、周囲の雑木の刈り払いなどを行う。
▽生ごみや野菜くずは外に放置せず、適切に処理する。
▽収穫物収納庫は施錠する。
▽子グマを見たらそっと立ち去る。
▽クマと出合った場合は、慌てず騒がずゆっくりと後退する。
■問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564

「慣れるほど」忘れていることの危険

心掛けて若葉マークの春の農作業安全月間 6月15日まで

農作業が忙しくなるこれからの時期は、農作業事故が起こりやすくなります。急な作業開始は、思わぬ農機具事故につながります。ゆとりの心を持って、慌てず計画的に作業をしましょう。

- ▽農機具の始業前点検など基本動作の励行
▽相手から見えやすい夜光反射材などの装着
▽農業者だけではなく、家庭や地域での事故防止意識の醸成
■問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い水道料金などの支払期限を延長します

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金などの支払いが困難な事情がある人に対し、次の通り支払期限を延長します。

- 対象となる人
①新型コロナウイルス感染者または感染の疑いにより、水道料金などの支払いの滞りが困難な人
②新型コロナウイルス感染症流行の影響により、収入が減少し水道料金などの支払いが困難な人
■支払い猶予の内容
▽対象となる水道料金など
令和2年3月～7月請求分の水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料
▽支払延長期間
最長で令和2年8月31日まで
■申請方法
原則、電話による申し出により受け付けます。
申し出の際には新型コロナウイルス感染症の影響の状況を聞き取るほか、必要に応じて状況を確認できる書類を提出いただく場合があります。
■問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5563



建設水道課窓口

義肢・装具等補装具巡回相談

■期日：5月26日(火)

午後1時30分～午後4時30分(受付時間は午後2時まで)

- 場所：千厩農村労働福祉センター
■相談内容
義肢・装具等補装具の購入および借受け・修理要否・適合の判定
■対象者
相談内容による診断、判定などを希望する人
※本人のみでの相談が困難な場合、家族など事情の分かる人の付き添いをお願いします。
■申込締切日
5月8日(金)まで ※完全予約制
■申し込み・問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

多面的機能支払交付金制度

計画認定申請の手続きは6月30日まで

活動組織の新規設立や、活動対象農用地の面積の追加を行う場合は、活動計画の認定申請の手続きが必要となります。

- 活動計画の認定申請書の提出期限
6月30日(火)
■提出・問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564

野外焼却は禁止されています

野外焼却は法律や条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

- 例外で認められている焼却
①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松くい虫被害伐採などの焼却)
②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼きなど)
③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草、木の葉、枝、もみ、わらなどの焼却)
④学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、少量の剪定枝、空き地の刈り取った草木の焼却)
※①～⑤であっても廃プラスチック類やゴムくず、廃油や皮革の焼却は認められていません。
■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

